

「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」 ヒアリング資料

**2020年1月27日
ソフトバンク株式会社**

- 1. 5Gに関する取組みの状況**
- 2. 特定基地局開設料に係る基本的な考え方**
- 3. 評価手法への意見（比較法・AP法・収益還元法）**
- 4. まとめ**

- 1. 5Gに関する取組みの状況**
2. 特定基地局開設料に係る基本的な考え方
3. 評価手法への意見（比較法・AP法・収益還元法）
4. まとめ

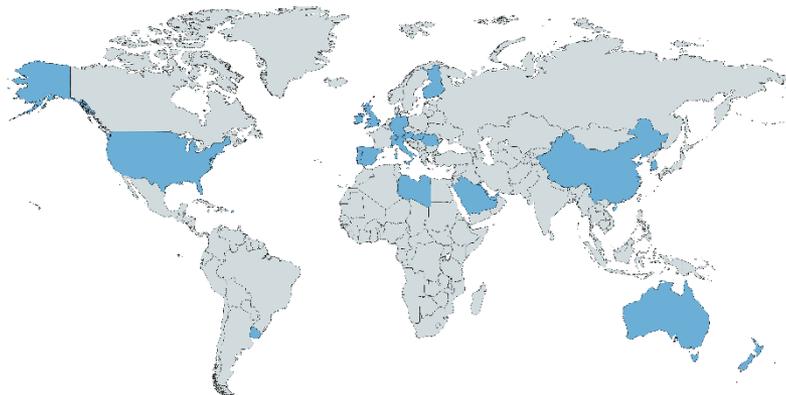
5Gに係る世界的状況

5Gの世界的な趨勢も踏まえ、以下の取組みが重要

- ・ 5G基地局の整備
- ・ 全国事業者への着実な5G帯域の追加割当て

5Gサービス提供国

25カ国以上で開始
(2020年1月時点)



■ サービス開始済の国

出所：5G Americas

先行国の普及状況

本格普及に向け着実に利用者を拡大



米国

2019年4月 サービス開始
20都市程度でサービス展開中



韓国

2019年4月 サービス開始
2019年末には450万加入超を達成



中国

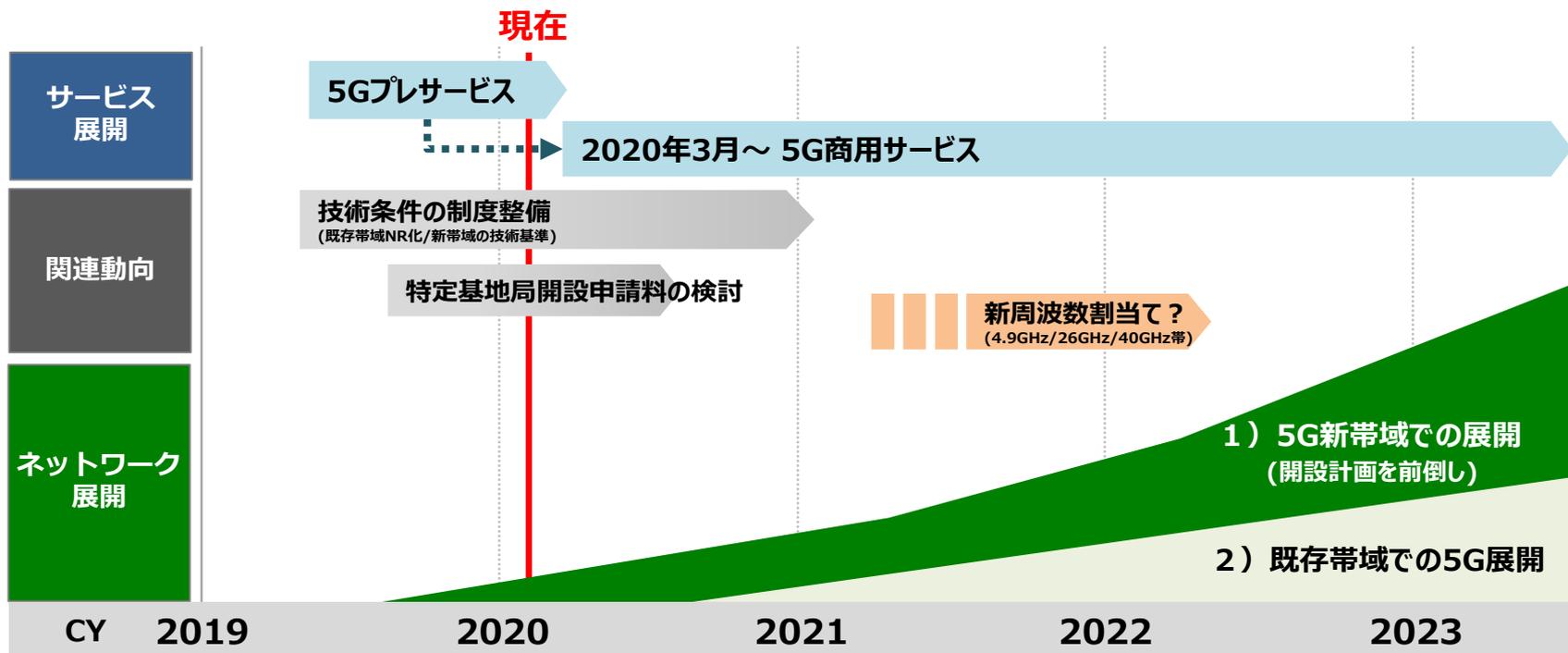
2019年11月 サービス開始
事前予約だけで1,000万超を達成
50都市程度でサービス展開中

出所：各種報道情報より

5G基地局の整備

2020年3月からの5G商用サービス開始に向けて準備中

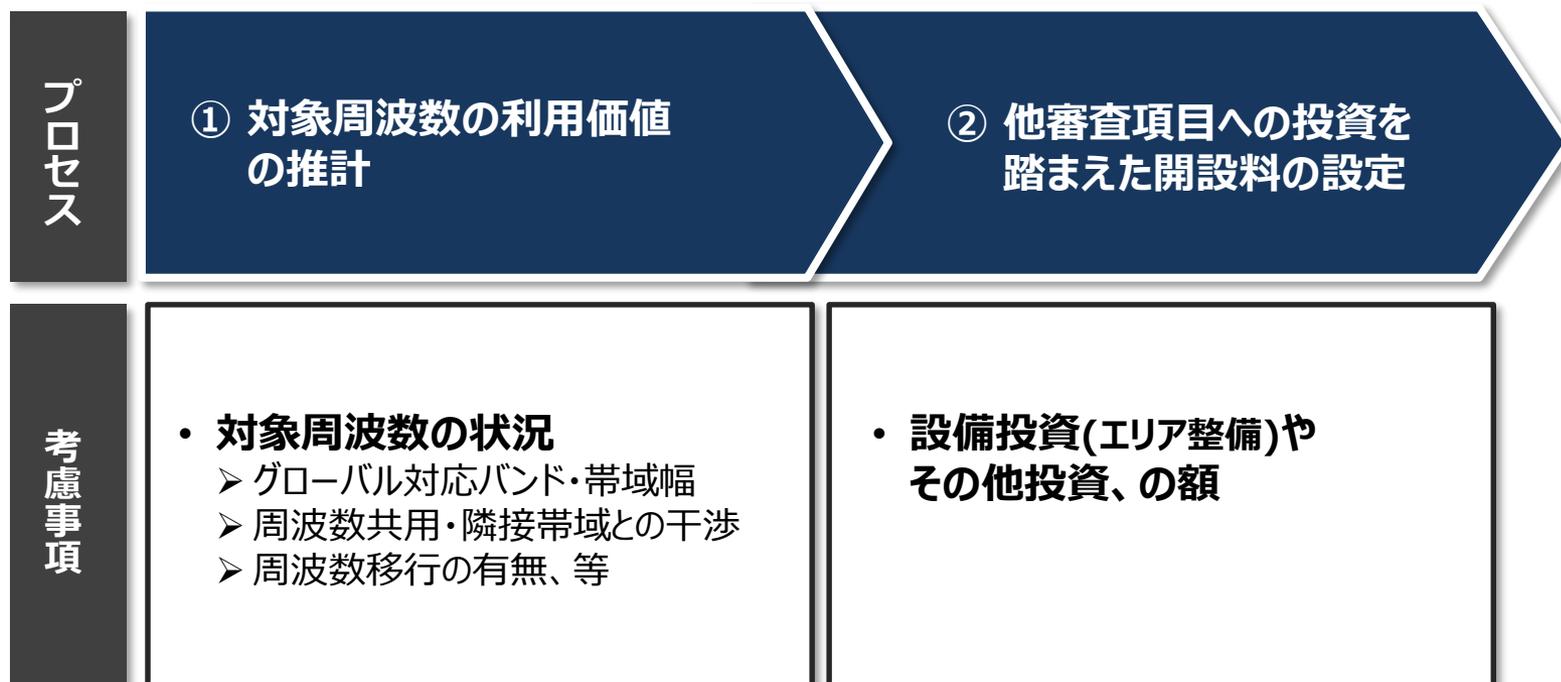
1) **5G新帯域**での基地局数前倒し + 2) 既存帯域での5G
早期展開、の**両輪**で速やかに全国にNWを展開予定



1. 5Gに関する取組みの状況
- 2. 特定基地局開設料に係る基本的な考え方**
3. 評価手法への意見（比較法・AP法・収益還元法）
4. まとめ

基本的な考え方

① 対象周波数の利用価値、② 他審査項目(エリア整備等)への投資を考慮の上、申請する特定基地局開設料を決定



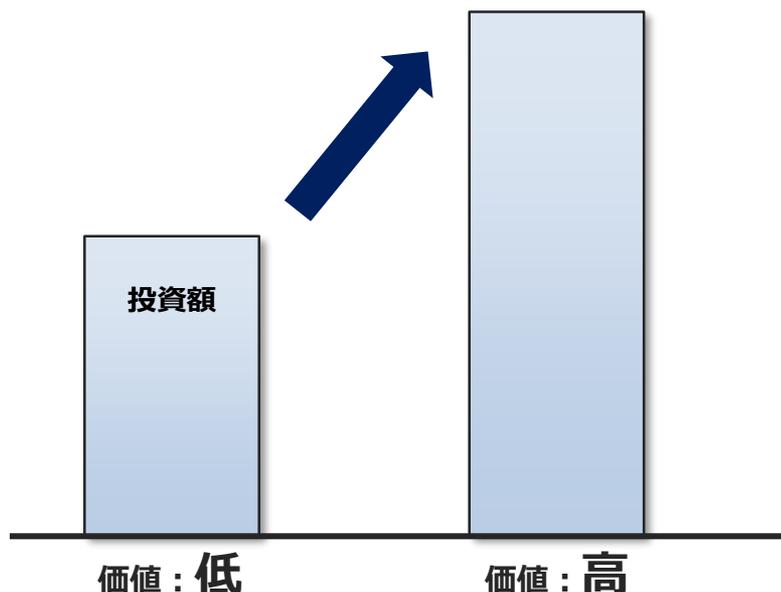
① 対象周波数の利用価値の推計 - 考え方 -

主に以下の3要素を加味して、価値・投資額を推計

- ・ グローバル対応バンド・帯域幅
- ・ 周波数共用・隣接帯域との干渉
- ・ 周波数移行の有無、等

価値・投資額の推計

周波数利用価値が高い
= 当該周波数に対する投資額も増加



構成員限り

① 対象周波数の利用価値の推計 - 価値のイメージ -

以下の項目により価値が大きく変動

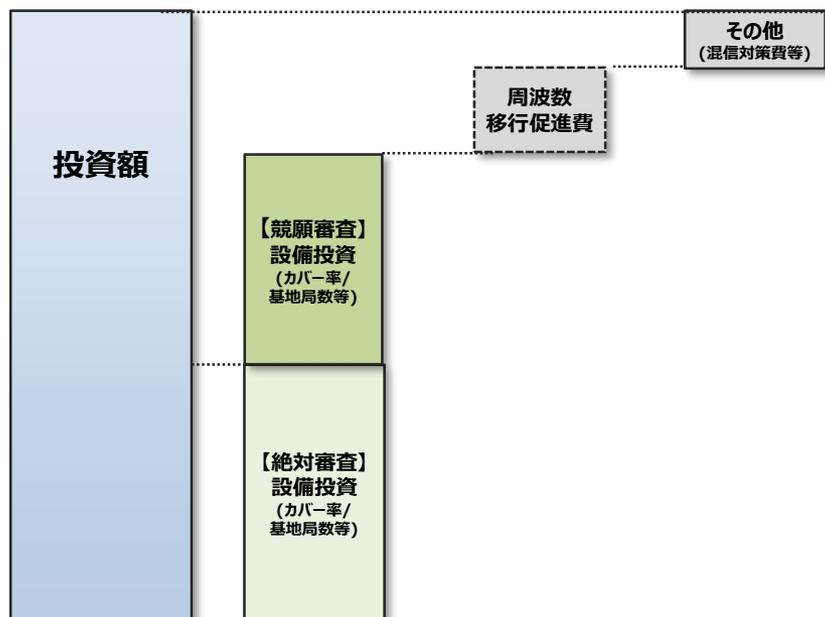
- ・ 移行促進の完了までの利用不可の期間
- ・ 共用・隣接干渉による制限や制限場所や広さ

構成員限り

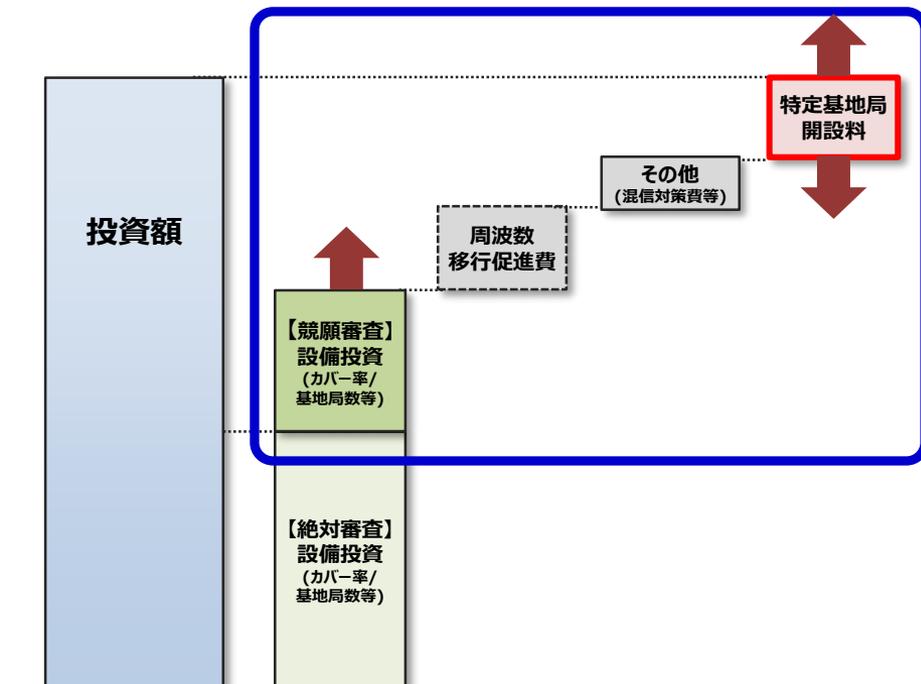
② 他審査項目への投資を踏まえた開設料の設定

特定基地局開設料は、他審査項目で必要となる投資との兼ね合いにより決定

従来



今後

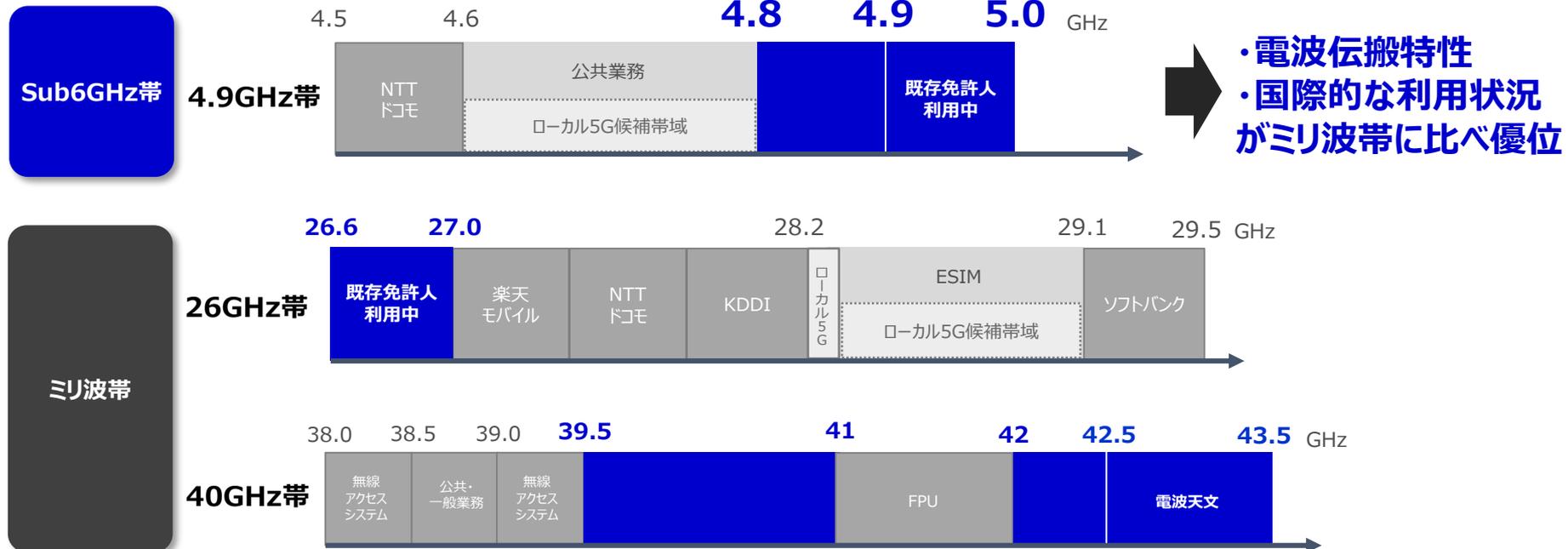


次の割当候補帯域における利用価値

Sub6GHz帯は相対的に価値が高いと考えられることから 全国事業者向けに割当ててることを期待

※価値の高い帯域の割当てがない場合、**特定基地局開設料の制度が有効に機能しない可能性大**

【次の割当て候補帯域】



制度導入に伴う要望

特定基地局開設料の導入に伴い、割当てに向けて以下を要望

【要望】

特定基地局開設料が支配的とならないような
競願時審査の配点バランスの検討

基地局設置の柔軟性の確保

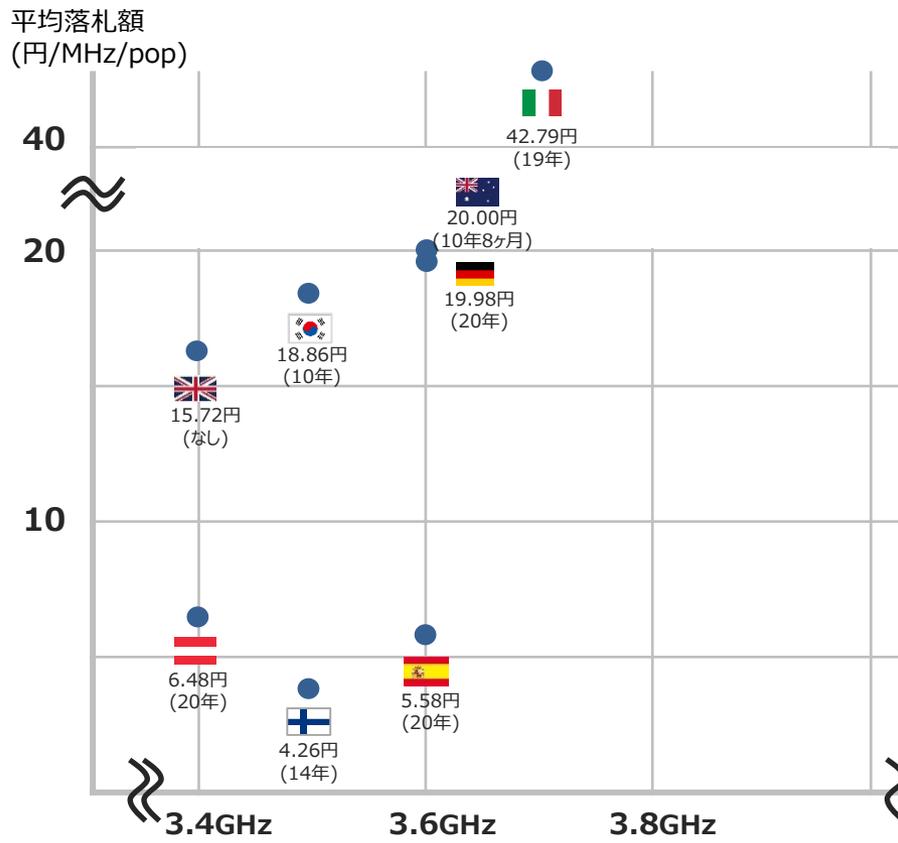
会計処理方法の明確化

1. 5Gに関する取組みの状況
2. 特定基地局開設料に係る基本的な考え方
- 3. 評価手法への意見（比較法・AP法・収益還元法）**
4. まとめ

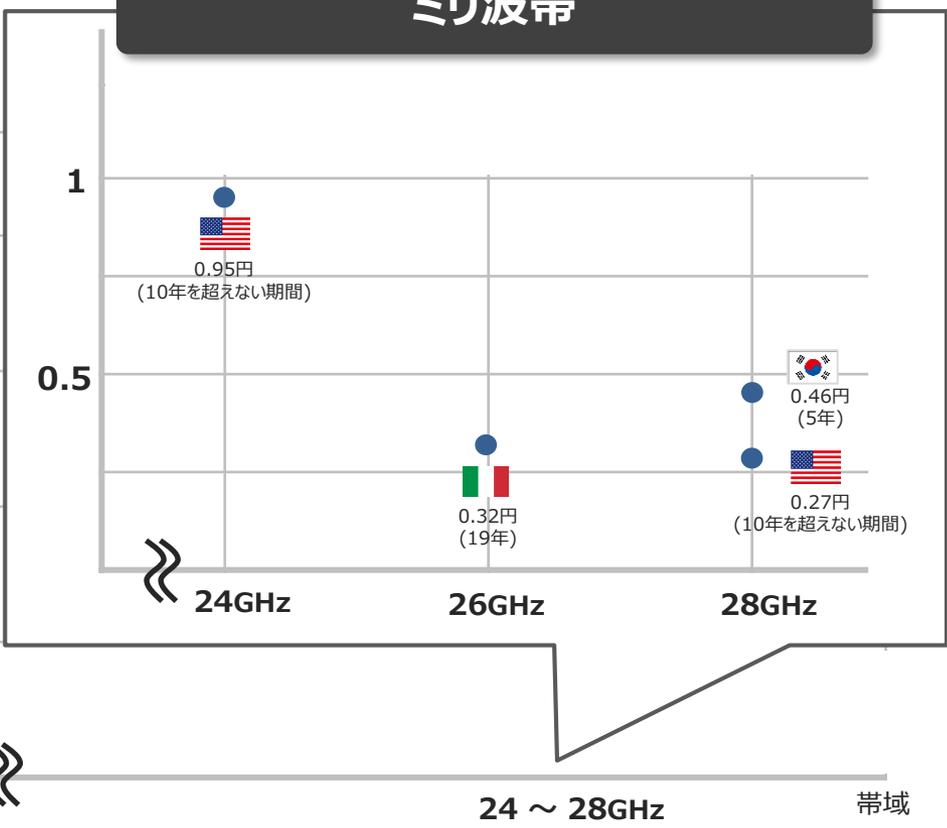
比較法に関する意見

平均落札額にバラつきがあり、一意に値を定めることは困難

Sub6GHz帯



ミリ波帯



※ 第一回研究会における三菱総合研究所の資料より当社作成
 複数帯域及び低い帯域のオークション結果は除く
 カッコ内は免許期間、免許期間は考慮(補正)していない

比較法に関する意見

海外と日本で状況が異なるため単純比較には注意を要するが
利用価値に与える影響が大きい要素を加味(補正)すれば
参考になるのではないか

【影響を与える要素】 赤字：影響が特に大きいと考えられる要素

① 各国の環境・制度の違い

市場規模	将来の人口動態
	将来の経済成長率
割当て制度	金額の競願方法 (複数ラウンド or 単一ラウンド)
	金額以外の競願項目の有無 (カバレッジ等)
周波数の希少性	当該国での移動通信用途での他周波数帯の割当て状況
権利／義務	周波数の資産的価値 (転売・転貸の可否)

② 周波数利用環境の違い

帯域幅	事業者あたりの割当て帯域幅
無線機器の調達	グローバルでの標準化状況
無線設備の設置	隣接帯域利用者との電波干渉の程度
	同帯域利用者との電波干渉の程度 (周波数共用の場合)
運用期間	免許期間
運用コスト	移行促進措置の費用 (周波数移行がある場合)
	電波の管理費用 (日本における電波利用料相当)
運用方法	技術方式の指定 (MIMO、QAM等)
	通信方式の違い (TDD、FDD等)

AP法・収益還元法に関する意見

5Gでは、周波数の使い方やビジネスモデルが変わることから周波数単位で実態に即した適切なパラメータを設定するのは困難ではないか

AP法

- 5Gは、新世代の通信システムとして、今までに利用されたことのない高帯域が利用され、新しい周波数の使い方となることから、**比較対象とする代替手段(セカンドオプション)の設定が困難**

収益還元法

- 事業者の対象周波数帯の利用方法や5Gサービスの収益モデルの設定が必要だが、**5Gでの“B2B2C”等による収益モデルが確立していない状況では、算出が困難**

1. 5Gに関する取組みの状況
2. 特定基地局開設料に係る基本的な考え方
3. 評価手法への意見（比較法・AP法・収益還元法）
- 4. まとめ**

基本的な考え方

- 対象周波数の利用価値と他審査項目への投資額を踏まえて開設料を決定
- 価値の高い帯域(Sub6GHz帯)を通信事業者に割当てることが制度が機能するために最も重要
- 制度導入に伴い、以下を要望
 - ✓ 特定基地局開設料が支配的にならないような競願時の配点バランス
 - ✓ 基地局設置の柔軟性の確保
 - ✓ 会計処理方法の明確化

算定手法

- 比較法：一意に値を定めることは困難だが、価値に大きな影響を与える要素を加味(補正)すれば参考として利用可能
- AP法・収益還元法：5Gで周波数の使い方やビジネスモデルが変わることから適切なパラメータの設定は困難